

平成22年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が平成18年4月1日から施行されています。

これにより主体となる各市町村では関係機関との連携の上、高齢者虐待防止法に基づき高齢者虐待の防止体制の構築や通報・相談への対応を行っており、県としても、市町村間の連絡調整、情報提供や必要な助言など、市町村が高齢者虐待に適切に対応できるように支援してまいりました。

このたび、厚生労働省が高齢者虐待防止法第25条に基づく、平成22年度の対応状況等に関する全国の調査結果を公表したことから、今回、同調査の県内全体の結果を取りまとめましたので公表します。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

県内30市町村で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は6件であった。

そのうち事実確認調査の結果、虐待の事実が認められた事例は0件であった。

相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談・通報件数	0	4	8	4	6
うち虐待を受けたと判断された件数	0	1	1	1	0
被虐待者数	0	6	3	1	0

【全国の状況】

相談・通報受理件数 506 件

うち事実が認められた件数 96 件

(事実が認められた件数が0件なのは20団体である)

(2) 相談・通報者

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が100.0%と最も多く、次いで「当該施設元職員」及び「不明(匿名を含む)」がいずれも50.0%であった。

相談・通報者(複数回答)

区分	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体	都道府県から連絡	その他	不明(匿名含む)	計
人数	0	1	6	3	0	0	0	0	0	3	13
割合(%)	0.0	16.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	—

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数6件と一致しない。

(注) 割合は、相談・通報件数6件に対するもの。

【全国の状況】

「当該施設職員」が34.8%と最も多く、次いで「家族・親族」が26.1%で、「当該施設元職員」が13.4%であった。

(3) 事実確認の状況

平成22年度において、「事実確認調査を行った事例」は3件、「事実確認を行わなかった事例」は3件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、「事実が認められなかった事例」が3件であった。

「事実確認を行わなかった事例」3件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、確認調査不要と判断した事例」が1件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が1件、「都道府県に調査を依頼」が1件であった。

事実確認調査の状況

区 分	件 数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	3	50.0
事実が認められた	0	0.0
事実がみとめられなかった	3	50.0
判断に至らなかった	0	0.0
事実確認調査を行わなかった事例	3	50.0
虐待ではなく調査不要と判断した	1	16.7
調査を予定している又は検討中	1	16.7
都道府県へ調査を依頼	1	16.7
合 計	6	100.0

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

平成22年度、県内30市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報等件数は、170件であった。

事実確認調査の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の件数は、101件であった。

相談・通報件数及び虐待を受けたと判断された件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談・通報件数	98	131	113	105	170
うち虐待を受けたと判断された件数	68	82	57	64	101
被虐待者数	71	83	59	64	101

【全国の状況】

相談・通報受理件数 25,315 件

うち虐待認定件数 16,668 件

(2) 相談・通報者

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が57.1%と最も多く、次いで「その他」が17.1%、「近隣住民・知人」「民生委員」「被虐待高齢者本人」がいずれも7.1%であった。

相談・通報者(複数回答)

区分	介護支援 専門員・ 介護保険 事業所職 員	近隣 住民 ・ 知人	民生 委員	被虐 待高 齢者 本人	家族 ・ 親族	虐待 者自 身	当該 市町 村行 政職 員	警察	その 他	不明	計
人数	97	12	12	12	10	2	7	7	29	2	190
割合 (%)	57.1	7.1	7.1	7.1	5.9	1.2	4.1	4.1	17.1	1.2	—

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数170件と一致しない。

(注) 割合は、相談・通報件数 170件に対するもの。

【全国の状況】

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が43.4%と最も多く、次いで「家族親族」が12.6%、「被虐待高齢者本人」が10.7%であった。

(3) 事実確認の状況

「事実確認調査を行った事例」が 95.9 %、「事実確認調査を行っていない事例」が 4.1 %であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により事実確認調査を行った事例」は 0.6 %であり、「訪問調査を行った事例」が 67.7 %、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 27.6 %であった。

「事実確認調査を行っていない事例」の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要とした事例」が 2.4 %、「相談・通報を受理し、後日事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 1.7 %である。

事実確認調査の状況

区 分	件 数	割合 (%)
事実確認調査を行った事例	163	95.9
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	162	95.3
訪問調査を行った事例	115	67.7
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	47	27.6
立入調査により事実確認調査を行った事例	1	0.6
警察が同行した事例	1	0.6
警察が同行しなかった事例	0	0.0
事実確認調査を行っていない事例	7	4.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	4	2.4
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している 又は事実確認調査の要否を検討中の事例	3	1.7
合 計	170	100.0

【全国の状況】

「事実確認調査を行った事例」が 96.5 %、「事実確認調査を行っていない事例」が 3.5 %であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により事実確認調査を行った事例」は 1.0 %であり、「訪問調査を行った事例」が 63.2 %、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 32.2 %であった。

「事実確認調査を行っていない事例」の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要とした事例」が 2.1 %、「相談・通報を受理し、後日事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 1.4 %である。

(4) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が 71.3 %と最も多く、次いで「介護等放棄」が 35.6 %、「心理的虐待」が 34.7 %、経済的虐待が 29.7 %、性的虐待が 1.0 %であった。

虐待の種別・類型(複数回答)

区 分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	計
件 数	72	36	35	1	30	174
割合 (%)	71.3	35.6	34.7	1.0	29.7	—

(注) 割合は、虐待判断事例件数 101 件に対するもの。

【全国の状況】

「身体的虐待」が 63.4 %と最も多く、次いで「心理的虐待」が 39.0 %、「介護・世話の放棄・放任」が 25.6 %、「経済的被虐待」25.5 %、性的虐待が 0.6 %であった。

(5) 被虐待高齢者の性別・年齢について

性別では、「女性」が 75.2 %、「男性」が 24.8 %と、「女性」が全体の約 8 割を占めていた。年齢別では、「75 歳～ 79 歳」「80 歳～ 84 歳」がいずれも 21.8 %で多かった。

被虐待高齢者の性別

区 分	女性	男性	計
人 数	76	25	101
割合(%)	75.2	24.8	100.0

被虐待高齢者の年齢別

区 分	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90 歳 以上	不明	計
人 数	10	12	22	22	20	13	2	101
割合(%)	9.9	11.9	21.8	21.8	19.8	12.9	1.9	100.0

【全国の状況】

性別では、「女性」が 76.5 %、「男性」が 23.4 %と「女性」が全体の約 8 割を占めていた。

年齢別では、「80～ 84 歳」が 23.2 %と最も多く、次いで「75～ 79 歳」21.9 %、「85～ 89 歳」19.0 %の順であった。

(6) 要介護認定者数及び要介護状態区分

被虐待高齢者 101 人のうち、介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者は 70.3 % (71 人) で、約 7 割が要介護認定者であった。

要介護認定者 71 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 26.8 %と最も多く、次いで、「要介護 1」「要介護 5」でいずれも 16.9 %であった。

区 分	人数	割合(%)
未 申 請	26	25.7
申 請 中	1	1.0
認定済み	71	70.3
認定非該当(自立)	3	3.0
不 明	0	0.0
合 計	101	100.0

要介護認定者の要介護状態区分

区分	人数	割合(%)
要支援 1	1	1.4
要支援 2	8	11.3
要介護 1	12	16.9
要介護 2	19	26.8
要介護 3	9	12.7
要介護 4	10	14.0
要介護 5	12	16.9
不 明	0	0.0
合 計	71	100.0

【全国の状況】

介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 68.3 %と、約 7 割が要介護認定者であった。

要介護状態の区分は、「要介護 2」が 21.6 %と最も多く、次いで「要介護 1」が 20.1 %、「要介護 3」が 19.4 %の順であった。

(7) 要介護認定者数の認知症日常生活自立度

要介護認定者 71 人における認知症日常生活自立度「Ⅱ」以上の者は 64.8 %であり、被虐待高齢者全体の 45.5 %を占めた。

要介護認定者の認知症日常生活自立度

区分	人数	割合(%)
自立又は認知症なし	8	11.3
自立度Ⅰ	10	14.0
自立度Ⅱ	21	29.6
自立度Ⅲ	19	26.8
自立度Ⅳ	5	7.0
自立度Ⅴ	1	1.4
認知症あるが自立度不明	7	9.9
自立度Ⅱ以上 再掲	46	64.8
認知症の有無が不明	0	0.0
計	71	100.0

【用語解説】

・「認知症日常生活自立度」とは、
高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活の自立度をみるもので、介護保険制度の認定調査等に用いられる。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの 5 段階でⅠが軽度、Ⅴ（メディカル）が最も重度となっている。

【全国の状況】

要介護認定者における「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」の者は 68.9 %であり、被虐待高齢者全体の 47.1 %を占めた。

(8) 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者と同居」が 86.1 %と、8 割強が虐待者と同居であった。

被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

区分	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	計
件数	87	12	2	0	101
割合(%)	86.1	11.9	2.0	0.0	100.0

【全国の状況】

「虐待者と同居」が 85.5 %と 8 割強が虐待者と同居であった。

(9) 世帯構成

「未婚の子と同一世帯」が 44.6 %と最も多く、次いで「夫婦二世帯」が 26.7 %、「既婚の子と同一世帯」が 11.9 %であった。

世帯構成

区分	単身世帯	夫婦二世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	計
人数	8	27	45	12	9	0	101
割合(%)	7.9	26.7	44.6	11.9	8.9	0.0	100.0

【全国の状況】

「未婚の子と同一世帯」が 37.3 %と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 26.4 %であり、両者を合わせると 63.7 %と、6 割強が子と同一世帯であった。

(10) 虐待者との関係(重複有り)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が45.2%と最も多く、次いで「夫」が18.3%、「娘」が9.6%の順であった。

虐待者の被虐待高齢者との続柄

区 分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	計
人数	19	8	47	10	7	0	2	7	4	0	104
割合(%)	18.3	7.7	45.2	9.6	6.7	0.0	1.9	6.7	3.9	0.0	100.0

【全国の状況】

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は「息子」が42.6%と最も多く、次いで「夫」が16.9%、「娘」が15.6%の順であった。

(11) 虐待への対応策について

虐待への対応としては、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が、34.6%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は、57.4%であった。

虐待の対応策としての分離の有無

区 分	件 数	割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	35	34.6
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	58	57.4
被虐待高齢者が複数で異なる対応を行った事例	0	0.0
対応について、検討、調整中の事例	3	3.0
その他	5	5.0
計	101	100.0

【全国の状況】

「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が32.5%、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が59.3%であった。

(12) 分離を行った事例の対応

「老人福祉法によるやむを得ない事由等による措置」が34.3%と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が31.5%であった。

分離を行った事例の対応の内訳

区 分	件 数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	11	31.5
老人福祉法によるやむを得ない事由等による措置	12	34.3
緊急一時保護	6	17.1
医療機関への一時入院	4	11.4
その他	2	5.7
計	35	100.0

【全国の状況】

「契約による介護保険サービスの利用」が 37.7 % と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 20.1 %、「やむを得ない事由等による措置」が 12.4 % の順であった。

【用語解説】

- ・「契約による介護保険サービスの利用」とは、本人の同意などにより、契約による介護保険サービスの利用を行う。
- ・「老人福祉法によるやむを得ない措置」とは、要介護認定を待つ時間的余裕がない場合などの「やむを得ない事由」により、契約による介護保険サービスが著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により特別養護老人ホームの入所やショートステイなどの介護サービスを利用させること。
- ・「緊急一時保護」とは、市町村が特養のベッドなどを確保して、被虐待者を緊急かつ一時的に保護する。

(13) 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が 53.4 % と最も多く、次いで「見守りのみ」が 27.6 % 「被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用」及び「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランが見直し」が、いずれも 20.7 % であった。

分離を行っていない事例の対応内訳(複数回答)

区 分	件 数	割合(%)
養護者に対する助言・指導	31	53.4
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	0	0.0
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	12	20.7
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	12	20.7
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	0	0.0
その他	3	4.1
見守りのみ	16	27.6
計	74	—

(注) 割合は、分離していない事例件数 58 件に対するもの。

【全国の状況】

「養護者に対する助言・指導」が 49.8 % と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているがケアプランを見直し」が 28.8 %、「見守り」が 21.7 % であった。

(14) 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度を利用、または手続き中の事例は 0 件であった。一方、「日常生活自立支援事業」の利用は 4 件であった。

【用語解説】

- ・「成年後見制度」とは、判断能力不十分な成年者を保護する制度。
- ・「日常生活自立支援事業」とは、認知症高齢者など判断能力が不十分な者を対象に、利用者との契約により、預金の払い戻し、預け入れの手続き等、日常生活の管理などを援助する。

(15) 市町村における体制整備

県内市町村における高齢者虐待対応のための体制整備等について、平成22年度末の状況は次のとおりです。

市町村における対応整備等の実施状況

区 分	市町村数	割合(%)
高齢者虐待の対応窓口となる部局の住民への周知	24	80.0
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	19	63.3
高齢者虐待について講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	12	40.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	14	46.7
介護保険施設に法について周知	10	33.3
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針等の作成	13	43.3
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	12	40.0
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	7	23.3
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	4	13.3
成年後見制度の市町村申立てが円滑に出来るように体制強化	16	53.3
法に定める警察署長の援助要請等に関する警察署担当者との協議	9	30.0
老人福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との調整	15	50.0
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	15	50.0
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	18	60.0

(16) 県の取組み

県では、市町村及び関係機関と連携して、高齢者虐待の早期発見・予防を図るため次の事業を実施している。

○市町村への支援

市町村職員や市町村が設置する地域包括支援センターの職員を対象に、虐待防止の取り組みを総合的に推進するための研修を実施。

また、高齢者虐待が深刻化・困難化した場合の対応として、市町村や地域包括支援センターを対象に、弁護士や社会福祉士による専門相談窓口を設置している。

○施設に対する研修

介護保険施設等に対する適切な指導や介護サービス従事者を対象にした研修を実施。

○高齢者の見守り体制の整備

地域の民生委員・児童委員と連携協力して、さりげない見守りや声かけなどを行う「地域見守り協力員」制度を平成22年1月に設立し、地域での異変や「気になる方」に気づいたときには、行政や民生・児童委員等に第一報を伝えてもらう。

○認知症の啓発

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を養成するなど認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進している。

○成年後見制度の啓発

経済的虐待の報告件数も増えていることを踏まえ、成年後見制度や日常生活自立支援事業等について啓発。

参 考

1. 「高齢者虐待対応状況に関する調査」の概要

- (1) 調査名称
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査
- (2) 実施主体
厚生労働省
- (3) 調査対象
市町村
- (4) 調査対象期間
平成22年4月1日～平成23年3月31日
- (5) 公表について

① 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況

[高齢者虐待防止法第25条]

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

「厚生労働省令で定める事項」施行規則第3条

法第25条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 虐待があった養介護施設等の種別
- 2 虐待があった養介護施設従事者等の職種

② 養護者による高齢者虐待への対応状況

- (6) 調査結果
全国：厚生労働省公表(平成23年12月6日)

2. 高齢者虐待防止法の概要等

- (1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
- (2) 施行：平成18年4月1日施行
- (3) 主な内容
 - 通報について
 - ・高齢者虐待に気づいた人の市町村への通報を努力義務としている。特に、生命や身体に重大な危険がある場合は通報が義務となる。
 - また、施設等の職員(保健・医療・福祉に従事している専門職)が虐待に気づいたときは、市町村への通報を義務としている。
 - 市町村の役割
 - ・住民に身近な市町村を虐待防止行政の主たる担い手として位置づけ
 - ・早期発見・早期対応を主眼とし、市町村が通報の一元的な窓口になる
 - ・養護者に対する相談、指導や助言等市町村が行う
 - 都道府県の役割
 - ・都道府県は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供や必要な援助・助言を行う。

2. 用語の説明

- (1) 高齢者：65歳以上の者をいう
- (2) 高齢者虐待
 - ① 養介護施設従事者等による虐待
 - ② 養護者による虐待
- (2) 養介護施設
 - ① 老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム
 - ② 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- (3) 養介護事業
 - ① 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業
 - ② 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業
介護予防サービス事業、地域密着型予防サービス事業、介護予防支援事業
- (3) 養介護施設等従事者
「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
- (4) 養護者
「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。
- (5) 虐待の区分
 - ① 身体的虐待
暴力行為などで、高齢者の身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
(例：たたく、なぐる、けるなどの暴力、ベッドに動かないように縛る、閉じ込めるなど)
 - ② 養護を著しく怠ること(ネグレクト)
高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護を著しく怠ること
(例：必要な介護(食事、おむつ交換、入浴など)をしない、病院に連れて行かないなど)
 - ③ 心理的虐待
高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
(例：著しい暴言(ののしり、脅し)、無視する、人前で恥をかかせるなど)
 - ④ 性的虐待
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
(例：性的な言動、懲罰的に裸にする等)
 - ⑤ 経済的虐待
高齢者の財産を本人の合意なしに不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること
(例：高齢者の口座から預金(年金)を引き出す、生活費を渡さない、土地等を処分するなど)